

令和5年9月4日

「第4次小山市環境基本計画案」に対するパブリック・コメントの結果について

「第4次小山市環境基本計画案」に対するパブリック・コメントの結果について、以下のとおり公表いたします。

今回の意見募集にあたりご協力いただきました方々へ御礼申し上げますとともに、今後とも本市の環境行政の推進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 意見募集の概要

- 1) 閲覧期間 令和5年7月19日（水）～ 令和5年8月8日（火）
- 2) 閲覧場所 ① ゼロカーボン推進課 ② 各出張所 ③ 小山市ホームページ
- 3) 提出方法 ① 郵送 ② FAX ③ 電子メール ④ ゼロカーボン推進課へ直接書面による提出

2. 意見募集の結果

提出意見数：4名 27 件

3. 提出された意見等の概要とこれに対する市の考え方

次ページより

【区分】 A:計画案に反映されているもの B:意見を踏まえ、計画案を修正するもの C:意見として承ったもの

4. お問い合わせ先

小山市ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進係 Tel:0285-22-9277 Mail:d-zerocarbon@city.oyama.tochigi.jp

No	該当項目等	ご意見等	区分	市の考え方
1	(3)地球温暖化と気候変動	生物多様性条約と気候変動枠組条約の締約国会議をCOPとして併記する際は、CBD COP15 やUNFCCC COP27 等と区別しての表記がわかりやすい。	B	生物多様性条約締約国会議を「CBD COP」、気候変動枠組条約締約国会議「UNFCCC COP」と区別した表記に修正いたします。
2	(3)地球温暖化と気候変動	「昆明・モントリオール生物多様性枠組み」の「み」はないのが一般的ではないか。	B	「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に修正いたします。
3	(3)地球温暖化と気候変動 附属資料 2 用語集	「30 by 30」は「30by30」とスペースを入れない表記の方が一般的ではないか。	B	「30by30」に修正いたします。
4	第 4 章 自然環境に関する取組	旧計画において、平地林の保全が掲げられたにも関わらず、平地林の破壊が相次ぎ、その中には民間開発だけでなく公共事業もあり、開発の進展と共に平地林の破壊が進み、貴重な生物種も軒並み激減または姿を消してしまった。 第 4 次環境基本計画には、上記のような平地林や生物多様性の破壊を伴う開発事業を、市当局が極力抑制するといったことも明記し、市はそれに沿った行動をとるべきと考える。	C	平地林の大部分は民有地であることから、保全については長く課題となってきました。また、所有や管理、まちづくりや土地利用のニーズなど平地林の保全における課題は多くありますが、いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

No	該当項目等	ご意見等	区分	市の考え方
5	第4章 自然環境に関する取組	<p>河畔林には独特な生物が生息・生育する場合も多く、生物多様性維持の観点から保全が必要であるが、近年、市北部の思川の河畔林において県の治水・獣害対策事業により貴重な生物の生息・生育地が失われた。「水辺の自然保全」には河畔林の保全も含まれるのか否か。また「治水を基本とした」とは治水優先とも解釈できるが、治水の支障になり得る場合、「水辺の自然」の改変・破壊もやむなし、ということなのか。河川敷については市の管轄外となる場合もあろうが、市としてこれらの点を明確にしていきたい。</p>	A	<p>河畔林の保全については、より広い視野で「水辺の保全」と記述いたしました。また、河川管理においては、農地や都市を守るための治水が不可欠な一方で、国・県は自然と共生する治水の方針も示しておりますので、治水を基本としつつ生物多様性の保全に配慮してまいりますので、ご理解の程よろしくお願いたします。</p>
6	2-1-1 生物多様性の保全・活用「生物多様性の普及啓発・行動変容」	<p>渡良瀬遊水地以外の地域の自然環境保全が蔑ろにされてきた。猛禽類など保全対象となるべき動植物の生息地、平地林であっても開発が進められ、現在もミティゲーション等の保全措置は一切とられていない。地域住民のためのインフラ整備は必要な事業であるが、法制度や計画、市が国や自市の関連法制度、法定計画に従って生物多様性に配慮した事業を行うことを明記すべきである。</p>	C	<p>今回いただきましたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

No	該当項目等	ご意見等	区分	市の考え方
7	2-1-1 生物多様性の保全・活用「生物多様性の普及啓発・行動変容」	「生物多様性おやま戦略(旧生物多様性おやま行動計画)」について、生物多様性基本法という根拠法を示し、それに生物多様性地域戦略(地方公共団体の生物多様性保全のための基本計画)であること、次期計画が現在策定中であり、向こう10年(予定)の目標であることを、本文中ないしは用語集で説明すべきである。	B	「生物多様性おやま戦略」の説明を本文中に記載いたします。
8	2-1-1 生物多様性の保全・活用「生物多様性の普及啓発・行動変容」	生物多様性地域戦略は、市民や企業にだけ課せられる目標ではなく、外来生物対策など、市自身が主体的に対応して解決することが求められる目標である。市の役割を市民に対する普及啓発だけに矮小化し、市民と企業だけに行動変容を迫るのではなく、市みずからも行動の変容を行い、市が自身に課せられた目標の達成を目指すことも明記すべきである。具体的には「生物多様性の普及啓発・行動変容」を「生物多様性地域戦略(生物多様性おやま戦略)」にし、「生物多様性おやま戦略で定められた目標を、市、企業、市民等それぞれのアクターが達成することを目指す」などに修正することを求める。	A	自然環境に関する取組は、市民、事業者、市のそれぞれが立場に応じて連携・推進すべきものと考えており、第4章の中で行政が主体となる取組についても記載しています。今回いただきましたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

No	該当項目等	ご意見等	区分	市の考え方
9	2-1-1 生物多様性の保全・活用「渡良瀬遊水地の保全・活用」	<p>ここで表記されている「ラムサール条約湿地の観点」とは同条約第2条の6等に表示されている「wise use(ワイズユース、賢明な利用)」を示していると思われるが、文章が不明瞭なので、「ラムサール条約で示されているワイズユース(賢明な利用)の観点から」などに修正し、ワイズユースについても、用語集の「ラムサール条約」の項目内で解説するのが望ましい。</p>	B	<p>「ラムサール条約の理念の一つであるワイズユース(賢明な利用)の観点から」に修正し、用語集の「ラムサール条約」の解説中にワイズユースのことを記載いたします。</p>
10	2-3-1 希少種の保護	<p>8 ページでは「貴重種」と記載されているが、これと「希少種」は同じものなのか。「希少種に代表される絶滅危惧種の野生動植物」も文意が不明瞭である。「希少種」という表現は、法制度や政策上の用法から一般的な呼称まで意味するところに幅があるため、用いる際には注意を要する。</p> <p>本計画中で表記は「絶滅が危惧される希少な野生動植物種(環境省レッドリスト、栃木県レッドリスト掲載種)の保護」などとし、文中での一般名詞としての「希少種」「貴重種」の表記は、現在策定中の生物多様性おやま戦略とも意味内容を揃えるのが望ましい。</p> <p>文中で「レッドリスト」を用いるのであれば、種の保存法や国内希少野生動植物種についての説明と合わせて用語集で説明することが望まれる。</p>	B	<p>ご指摘を踏まえて 8 ページは「貴重種」に修正します。また「希少種」「絶滅危惧種」の表記について、策定中の生物多様性おやま戦略と照合して修正を検討いたします。</p>

No	該当項目等	ご意見等	区分	市の考え方
11	2-3-2 外来種対策の推進	「ある種の生物」とは何を指すの不明瞭である。	B	「ある種の生物」の文言を削除し、「特定外来生物などの広がり」に修正いたします。
12	2-3-2 外来種対策の推進	「特定外来生物」は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により指定されるものである。この語を用いるのであれば、根拠法を示し、2023年6月1日より運用が開始された「条件付外来生物」制度と合わせて、本文中ないしは用語集内で解説すべきである。	B	「特定外来生物」の説明を用語集に記載いたします。
13	2-3-2 外来種対策の推進	「特定外来生物被害防止基本方針(2022年9月改訂)では地方公共団体の法的責務が示されている。本計画中の「外来種対策の推進」においても、法的根拠を示した上で、市が主体的に対策を行うことを明記すべきである。	C	環境基本計画は、小山の環境全般の方向性を示す計画ですので、他の項目についても詳細な対策や事業については明記しておりません。今回いただきましたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
14	2-3-3 鳥獣害対策の推進「有害鳥獣対策の推進」	「健康被害」が何を指すのか不明瞭である。また適切な対応が「捕獲による生息頭数の減少」や「侵入防止柵の設置」でよいのか文章を整理してもらいたい。イノシシやアライグマは、農作物や住居、人身のみならず、希少な動植物の捕食などにより生態系にも被害をもたらすので、「希少種の保護」かこちらにその旨を記し、対策を講じることを記載してもらいたい。	C	生態系への害については、2-3-1 希少種の保護、2-3-2 外来種対策の推進で整理しております。イノシシやアライグマ対策につきましては、上記欄の理由と同様で、詳細な対策や事業については明記しませんが、庁内の関係部署と共有させていただき、今後の取組の参考とさせていただきます。

No	該当項目等	ご意見等	区分	市の考え方
15	2-3-4 鳥獣害対策の推進「動物との付き合い方の啓発」	市が管理する一部公園等での一部市民による野生動物に対する餌付け行為は以前から問題となっているところであるが、現在も十分な対策がなされていない。この点についても、市が責任を持って対応することを明記すべきである。	C	今回いただきましたご意見については、県をはじめとした関係機関と情報を共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。
16	2-3-3 鳥獣害対策の推進「動物との付き合い方の啓発」	文章が不明瞭なので、「野生動物が媒介する感染症の危険性や餌付けによる野生動物や生態系への悪影響」「野生動物との距離の取り方についての注意や配慮」などの表現がよいだろう。	B	ご意見を踏まえて表現を修正いたします。
17	2-3-3 鳥獣害対策の推進「動物との付き合い方の啓発」	動物由来感染症(ズーノシス)についても用語集で解説することが望ましい。	C	本文中で使用しない文言ですので、用語集での解説は見送らせていただきます。

No	該当項目等	ご意見等	区分	市の考え方
18	付属資料 2 用語集	COP とラムサール条約の解説に加えて、生物多様性条約、気候変動枠組条約、それぞれの締約国会議において採択された国際目標(昆明・モントリオール生物多様性枠組、パリ協定)についてもについても解説するのが望ましい。生物多様性条約の旧目標である愛知目標の解説もあってよい。	B	生物多様性条約、気候変動枠組条約、およびそれぞれの締約国会議で採択された国際目標等についての解説を用語集に記載いたします。
19	付属資料 2 用語集	気候変動政府間パネル(IPCC)についての解説があったほうがよい。	B	気候変動政府間パネル(IPCC)についての解説を用語集に記載いたします。
20	付属資料 2 用語集	文中にはないが生物多様性条約において IPCC に相当する生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)も解説があったほうがよい。	B	生物多様性条約の用語中に、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)について、解説を記載いたします。

その他・全般

No	ご意見等	区分	市の考え方
21	「ゼロカーボン(zero carbon)」「ネット・ゼロ(net zero)」、「緩和(Mitigation)」「適応(Adaptation)」など、英語表記の頭文字が小文字のものと大文字のものがあるが、なにか理由があって使い分けているのか。	A	アルファベットの大小文字の使い分けについては、それぞれの事柄の発信元(国の機関、国連広報など)の記載に従うことを基本としています。また、広告的に使われている用語や造語について大文字表記とした場合もあります。

No	ご意見等	区分	市の考え方
22	本計画の中では、全般に、市民への「普及・啓発」が強調される一方で、市自身の責務に関する記載は貧弱である。一部の責務は、上記「特定外来生物被害防止基本方針」のように、法制度上でも明確に定められている。希少種の保護や外来生物対策などについて、法制度に従い、市が主体的に対策を行うことを明記すべきである。	C	本計画は基本計画として方向性を示す内容となっていることから、市の主体性と計画の実効性につきましては、関係部署と調整を図りながら実施して参りますので、ご理解の程よろしく願いいたします。
23	各施策について、担当課を示したほうがよいと思います。	C	環境保全は幅広い分野にまたがることから、本計画は基本計画として方向性を示す役割を担い、各施策を具体化する個別の取組や主管等については分野ごとの個別計画等で検討してまいります。
24	文末に、参考文献や引用文献のリストがあるとよいと思います。	C	厳密に引用先を記載しておりませんが、各図版や文中に記載した出典等を参考にさせていただきたく、ご理解の程よろしく願いいたします。
25	タイトルに『人と自然が共生し 未来につなぐ 田園環境都市おやま』とありますが、このタイトルが、そもそも、実際に小山市が行っている環境行政と、全く合致しておりません。 市長を始めとした職員の皆様には、中心として、しっかり模範になっていただき、「市(行政)の役割」を果たしていただきますよう、お願い申し上げます。	C	ご意見を受け止め、引き続き環境保全に努めてまいります。
26	渡良瀬遊水地内に増え続けるヤナギ除去を目的として、除去したヤナギで炭を作る事業を検討して欲しい	C	炭づくり事業は、遊水地の管理者である国土交通省をはじめとして、様々な機関との調整や、出来上がった製品の需要など調査も要することから、市の事業とするには非常に難しい課題であります。 今回いただきましたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。